

## 広島県告示第六百三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、

平成二十八年十月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年十月六日

広島県知事 湯崎英彦

路線名	供用を開始する区间	供用を開始する日
県道世羅甲田線	三次市三和町上壹字山王二六九〇番一地先から 三次市三和町上壹字山王二六九〇番一地先まで	平成二八年一〇月六日